

東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する意見書

現在、区市町村の公共調達に係る入札参加資格審査申請においては、東京電子自治体共同運営サービスにて電子申請の一括受け付けがされているところだが、そのシステムではいまだに行政書士による代理申請システムが構築されていない。現状では、当該システムが構築されていないために、2つの問題点がある。

一に、インターネット環境になじまない中小事業者の入札参加への障壁が非常に高くなっている現状があり、このことは、公平かつ公正な入札制度の趣旨に反し、また、平成19年3月に総務省が策定した新電子自治体推進指針「利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」という趣旨にも反するということ。

二に、三鷹市民から申請手続を依頼された場合、申請者の電子証明書を行政書士が借り受け、申請者本人に「なりすまし」をして申請することが黙認された現状は、責任の所在が不明確になり、かつ、セキュリティー面で非常に問題があるということ。

三鷹市民の権利を守るためにもこれら問題点を改善し、早期に代理申請システムの構築及び真正担保並びに責任の所在を明確化する観点から行政書士用電子証明書の活用を強く望むところである。

また、東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請には代理申請システムが既に構築されているが、いまだに行政書士用電子証明書を使用することができない現状がある。

よって、本市議会は、東京都に対し、下記の事項について要望する。

記

- 1 東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請に関して、代理申請システムを構築し、当該システムに行政書士用電子証明書を使用できるようにすること。
- 2 東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請の代理申請システムに関して、行政書士用電子証明書を使用できるシステム改築を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司